

「川越市が管理する道路の構造の技術的基準等」（概要資料）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び105号）」により、「道路法」（昭和27年法律第180号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）が改正され、これまで、国で定めていた基準等については、政省令を参酌して各地方自治体で定めることとなりました

道路法第30条の改正による条例委任

参酌すべき基準：道路構造令（昭和45年政令第320号）

：道路構造の技術的基準（設計車両（道路設計の基礎となる自動車の寸法等）、建築限界（トンネル等における空間確保の限界）、橋等の設計自動車荷重（橋等の工作物での荷重に対する必要な強度）を除く）

道路法第45条の改正による条例委任

参酌すべき基準：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）

：道路標識の案内標識及び警戒標識等の寸法及び文字の大きさに係る基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条の改正による条例委任

参酌すべき基準：移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）

：移動等円滑化のために必要な道路の構造基準

条例制定に向けた検討内容

本市では、基準等を参酌した結果、道路の連続性という特性や地域性等を考慮して妥当であると考え、国と同じ基準とします（国道、県道のみに係る基準や本市が該当しない積雪地域に係る基準等は定めませんこととします）

その他

川越市が管理する道路の構造の技術的基準等は、基本原則を条例で定め、基準等の細目を規則に委任することを予定しています